

旭川市立江丹別小中学校
学校いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和元年5月 改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることであり、いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どものみならず、子どもを育む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑きょうな行為である」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚することが大切です。

平成25年10月、国は、同年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、平成26年8月には、北海道が国の基本方針を参酌して「北海道いじめ防止基本方針」を策定しました。

さらに、平成29年3月、国は、法の施行状況を勘案し、学校等において、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処について一層実効性のある取組が推進されるよう、国の基本方針を改定し、平成30年2月には、北海道が国の基本方針の改定を踏まえ、道の基本方針を改定しました。

極小規模の本校では、児童生徒は兄弟姉妹のように仲良く交流しており、これまでいじめの兆候は全く見られません。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、万が一、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導を行っていきます。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童生徒のより良い関係をどう築いていくかを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。また、児童生徒には、交友関係から生じるトラブルやいじめ問題を解決するなどの人間関係修復力を身に付けさせ、自立的で粘り強く、たくましく生きていくことができるよう育てることが大切です。

これらのことから、本校においては、国の「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」、道の「北海道いじめ防止基本方針」、旭川市の「旭川市いじめ防止基本方針」に則り、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

【目 次】

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	...	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念		
2 いじめの理解		
(1) いじめの定義		
(2) いじめの内容		
(3) いじめの要因	...	2
(4) いじめの解消		
(5) いじめの重大事態		
第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組	...	3
1 自校のいじめの実態及び目標（指標）		
2 児童生徒が主体となった取組の推進	...	4
3 学校いじめ対策組織の設置		
4 いじめ防止の取組	...	6
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知		
6 いじめへの対処	...	7
7 いじめの解消	...	8
8 いじめの重大事態への対応		
9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携	...	9
10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処， 保護者との連携	...	10
11 学校いじめ防止プログラム	...	11

< 資料 >

- いじめ発見・見守りチェックシート
- いじめの発見・観察ポイント（保護者用）
- 主な相談窓口
- 早期発見・事案対処マニュアル

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

仲間はずれ、集団による無視をされる。

軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

金品をたかられる。

金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては，次の点に留意します

いじめの芽は，どの児童生徒にも生じ得る。

いじめは，単に児童生徒だけの問題ではなく，大人の振る舞いを反映した問題でもあり，家庭環境や対人関係など，多様な背景から様々な場面で起こり得る。

いじめは，加害と被害という二者関係だけでなく，観衆の存在，傍観者の存在や，所属集団の閉鎖性等の問題により，潜在化したり深刻化したりする。

児童生徒一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ，学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり，いじめが起こり得る。

児童生徒の発達に段階に応じた，人権に関する正しい理解，自他を尊重する態度，自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ，互いの違いを認め合い，支え合うことができず，いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは，少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし，必要に応じ，いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは，法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び今年度の目標

本校の児童生徒は、地域柄、幼いころから兄弟姉妹のように交流しており、これまでいじめの兆候は全く見られません。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであること、また、高校から生活環境や人間関係が大きく変わることから「いじめ問題の認識、いじめの防止や対処」について十分な取組を行います。そして、児童生徒により良い交友関係をどのように築くかを学ばせることで、自立的でたくましく生きていく力の育成に努めます。

(1) 前年度のいじめの実態

いじめの認知件数	0件
態様	-
解消率	-
いじめはどんなことがあっても許されない 回答率	100%
いやな思いをしたとき、誰にも相談しない 回答率	0%

(2) 今年度の目標

いじめの認知件数	0件
態様	-
解消率	-
いじめはどんなことがあっても許されない 回答率	100%
いやな思いをしたとき、誰にも相談しない 回答率	0%

(3) 手立てとして

学校いじめ防止基本方針・いじめ防止プログラムに沿った取組を行うとともに、児童生徒版の「学校いじめ防止基本方針」の策定を行い、児童生徒の自主的な活動を通して「いじめ問題の認識、いじめの防止や対処」に取り組みます。

今年度の学校経営の「指導の重点」として掲げた、ア)心を耕す特別の教科「道徳」イ)よさを伸ばし生き生きと活動させる「学級経営」ウ)より良い行い方を考える「生徒指導」エ)困り感を解消、自己存在感を高める「インクルーシブ教育」オ)未来の夢、希望の実現をめざす「キャリア教育」等を推進し、児童生徒の心の育成に重きを置いた指導を行います。

教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。スクールカウンセラーや、旭川市こども総合相談センターのスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上に努めます。

学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、年度始めの保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる児童生徒の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。

学校評価において、いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組みます。

2 児童生徒が主体となった取組の推進

いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせない未然防止の取組を行います。児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論するなど、いじめの防止に資する活動に取り組みます。

- (1) 児童会・生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、自校の実態に応じた、「学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）」を策定します。
- (2) 児童会・生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
「全校・学年集会」「いじめ撲滅宣言」「ボランティア活動」「オレンジリボン運動」「アウトメディアデー」「Actサミット」・・・
- (3) 生活・学習Actサミットの内容等を小・中学校で連携して共有します。

3 学校いじめ対策組織の設置

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。

(1) 設置の留意事項

複数の教職員により構成する。いじめへの対処は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加えます。

いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づき具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）を作成し、児童生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加え、実施していきます。

全ての教職員が、「いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、的確にいじめの

疑いに関する情報を共有し，共有された情報を基に，組織的に対応できる体制の整備をします。

(2) 組織の役割

未然防止のため，いじめが起きにくい，いじめを許さない環境をつくる役割

いじめの早期発見のため，相談・通報を受け付ける窓口としての役割

いじめの早期発見・事案対処のため，いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割

いじめに係る情報があったときには，情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

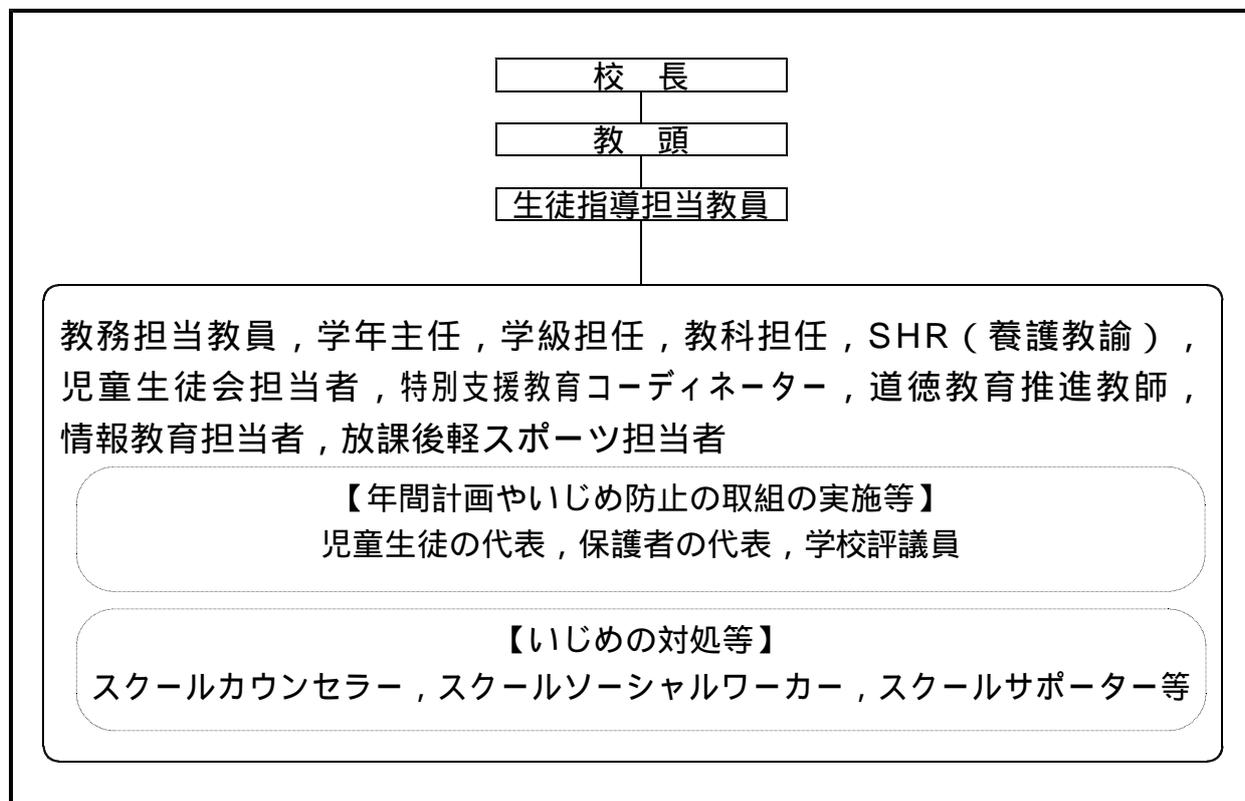
いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため，支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する役割

いじめを受けた児童生徒に対する支援，いじめを行った児童生徒に対する指導，対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき，校内研修を企画し，計画的に実施する役割

学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検，見直しを行う役割

(3) いじめ対策組織



4 いじめ防止の取組

児童生徒がいじめに向かわないように、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。また、児童生徒に対して、傍観者とならず、教師への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の策定を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童生徒が容易に理解できる取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により児童生徒の社会性を育む取組を進めます。

児童生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。

幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。

教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感をはぐくむ指導の充実

教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感を高めるよう努めます。

自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。

自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装っ

て行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。また、けんかやふざけ合いであっても、心理的被害を見逃さない姿勢で対応します。（但し、感情に配慮し「いじめ」という言葉を使わず、柔軟に対処することも考えられます）

(1) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。

⇒ 資料 「いじめ発見・見守りチェックシート」資料 「いじめの発見・観察ポイント(保護者用)」

(2) 児童生徒及び保護者に保健室（SHR）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

⇒ 資料 「主な相談窓口」

6 いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

⇒ 資料 「早期発見・事案対処マニュアル」

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保します。

児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援

いじめを受けた児童生徒から事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。

いじめを受けた児童生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた児童生徒の安全を確保します。

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言

いじめを行ったとされる児童生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、再発を防止します。

いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全

な人格の発達に向けた指導を行います。

事実関係の確認後，当該保護者に連絡し，以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を得るとともに，継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを傍観していた児童生徒に，自分の問題として捉えさせ，いじめを止めさせることができない場合でも，誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

学級全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという意識を深めます。

< 保護者の役割 >

保護者は，その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には，気持ちを受け止め，心と体を守ることを第一に考え，「絶対に守る」という気持ちを伝え，安心させるとともに，児童生徒の心情等を十分に理解し，対応するよう努めることが大切です。

保護者は，その保護する児童生徒がいじめを行った場合には，自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに，児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように，児童生徒を見守り支えることが大切です。

7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく，少なくとも，いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや，その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し，面談等により確認します。(解消の2要件を踏まえる P.2)

- (1) いじめが解消に至っていない段階では，いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する。
- (2) いじめが解消した状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，当該児童生徒について，日常的に注意深く観察する。

8 いじめの重大事態への対応

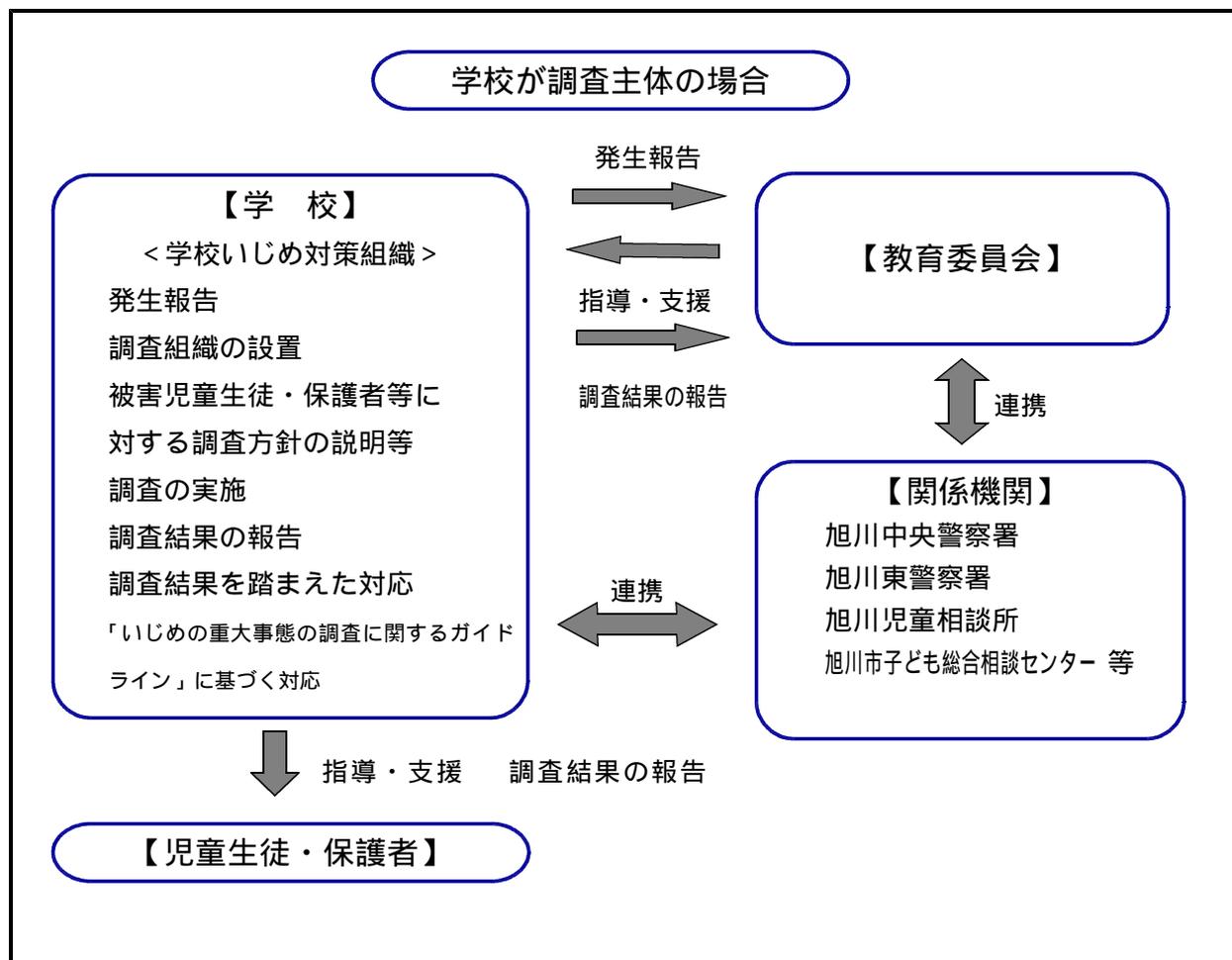
いじめの重大事態が発生した場合，国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- (1) 重大事態が発生した場合，速やかに教育委員会に報告します。
- (2) 教育委員会が，学校を調査の主体とすると判断した場合，既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において，調査等を実施します。
- (3) 重大事態に至る要因となったいじめについて，事実関係を可能な限り明確にし

す。

(4) 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供します。

(5) 重大事態対応フロー図



9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

関係機関や保護者，地域等と連携して，いじめの防止等に関する取組を実施します。

(1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては，保護者や児童生徒の代表，地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。

(2) いじめへの対処に当たっては，必要に応じて，学校いじめ対策組織に，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。（再掲）

< 保護者の役割 > ~いじめ防止対策推進法第9条（保護者の責務）~

保護者の責務としては，保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。保護する児

児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護すること、学校等が講じるいじめの防止の措置等に協力するよう努める。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるよう，情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- (1) 日常的，計画的に情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行います。
- (2) 学校ネットパトロールを計画的に実施し，早期発見に努めます。
- (3) 不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求めます。

< 保護者の役割 >

保護者は，その保護する児童生徒の発達段階を踏まえ，児童生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際，児童生徒が納得できるルールを決めることや，ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。

保護者は，その保護する児童生徒にSNSの利用を認める場合は，自他の個人情報公開しないことや，自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと，SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

11 学校いじめ防止プログラム(年間計画)

□□□□□□□□ は、未然防止の取組

□□□□□□□□ は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	<p>学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童生徒、保護者への説明内容の検討</p>	<p>学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修 の内容の検討及び準備、運営</p>	<p>学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修 の内容検討及び準備、運営 ・アンケートの集計、分析</p>	<p>学校いじめ防止対策組織会議 ・各種調査、ふり返り表等の実施方法の確認 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営</p>	<p>学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修 の内容検討及び準備、運営 ・各種調査、ふり返り表等の分析</p>	<p>学校いじめ防止対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての遺流 ・前期の取組についての点検・評価</p>
	<p>児童生徒に関わる情報交流(朝の打合せ後、通年)</p>	<p>校内研修 児童生徒理解研修 自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方</p>		<p>校内研修 児童生徒アンケートや各種調査結果の分析と結果の活用</p>		<p>校内研修 児童生徒理解、教育相談に関する研修</p>
	<p>小中の連携 ・乗り入れ授業、授業参観、合同授業 等(通年)</p>			<p>いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)</p>		
	<p>学校ネットパトロール(毎月実施)</p>	<p>教育相談</p>	<p>道教委いじめ問題への取組状況の調査</p>	<p>市教委いじめに関する実態調査</p>	<p>「旭川市生徒指導研究協議会」への参加</p>	<p>道教委いじめ問題への取組状況の調査</p>
児童生徒	<p>学校いじめ防止基本方針の説明</p>	<p>全校年集会や全校遊びの実施(通年) ・季節の集会 ・全校による遊び ・軽スポーツ</p>	<p>児童生徒アンケート調査</p>	<p>道教委いじめアンケート調査</p>	<p>いじめ・非行防止強化月間 「いじめ撲滅全校集会」 ・いじめ撲滅宣言 等</p>	<p>いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)</p>
	<p>学習及び生活の基礎づくり ・1年間の目標、学習規律、学習習慣、基本的な生活習慣 等</p>	<p>PTAとのボランティア活動 人権の花の活動(通年)</p>		<p>各種調査、ふり返り表等の実施</p>	<p>生活・学習 Act サミット</p>	<p>PTAとのボランティア活動</p>
	<p>いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口、市長への手紙、子ども総合相談センター 等</p>			<p>ネット安全教室の実施</p>		
家庭・地域	<p>保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発</p>	<p>学校評議員 ・学校いじめ防止基本方針等の説明</p>		<p>ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ</p>	<p>「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ</p>	
	<p>学校いじめ防止基本方針の学校HPでの公開</p>			<p>1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等</p>		
	<p>家庭訪問</p>					
	<p>チェックリストの活用(通年)</p>					
	<p>いじめに関わる情報収集(通年)</p>					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	<p>学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 の内容の検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討 	<p>学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 <p>校内研修 児童生徒理解研修 自己肯定感や自己有用感を高める指導の在り方</p> <p>道教委いじめ問題への取組状況の調査</p> <p>教育相談（中～三者懇談）</p>	<p>学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 <p>学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組にいての点検</p> <p>参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業</p> <p>市教委いじめに関する実態調査</p>	<p>学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討 	<p>学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内研修 の内容の検討及び準備、運営 ・1年間の取組についての点検・評価 <p>校内研修 ネットいじめへの対応</p> <p>教育相談</p>	<p>学校いじめ防止対策組織会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 <p>市教委いじめに関する実態調査</p>
児童生徒	<p>生活・学習 Act サミットを受けた小・中学校連携した取組</p>	<p>児童生徒アンケート調査</p> <p>いじめ・非行防止強化月間 「オレンジリボン集会」</p>	<p>道教委いじめアンケート調査</p> <p>中連生活部12月研修会における取組</p>		<p>児童生徒アンケート調査</p>	
家庭・地域			<p>参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公開</p> <p>2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等</p>		<p>学校評議員会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議</p> <p>学校関係者評価の実施</p>	<p>3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等</p>

朝の会・帰りの会	遅刻・欠席・早退が増えた。 顔色，雰囲気などが普段の様子と違う。 表情がさえない，おどおどしている，うつむいていることが多い。 イライラして，物にあたる。
授業の開始時	一人遅れて教室に入る。 泣いていたり，泣いた形跡がある。 机の上や中が汚されている。 机や椅子が乱雑にされている。 周囲が何となくざわついている。 座席が替わっている。
授業中	特定の児童生徒の名前が何度も話題になる。 グループ分けや班活動で孤立しがちである。 配付物がきちんと配られない。 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 冷たい視線が注がれる。 教科書やノートに落書きされる。 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	職員室や保健室に頻繁に行く。 先生の近くに居ることが多い。 特定の児童生徒を避ける動きが見られる。 一人でぼつんとしている。 特定の児童生徒を囲むように児童生徒が集まる。 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 侮蔑の言葉が特定の児童生徒に対して向けられる。 集団でトイレに行き，なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	配膳すると嫌がられる。 食べ物にいたずらされる。 望まないおかずを多く盛られる。 食べ物を他人に取られる。 グループから外れて一人で食べる。
清掃時	嫌な作業をいつもやらされる。 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後（部活動）	急いで一人で帰る。 先生に何か言いたそうにしている。 他の児童生徒の分まで荷物を持たされる。 部活動の後片付けを一人でやっている。 部活動を休みがちになる。
その他	成績が急に下がる。 服が汚れていたり，不自然な乱れがある。 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 日記，作文，絵画，答案等に気になる表現や描写がある。 持ち物に落書きされたり，靴や傘を隠されたりする。 教室の壁や掲示物に，あだ名や悪口などを落書きされる。 悪口を言われても，愛想笑いをする。 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

児童生徒のささいな変化に気付き，気付いた情報は抱え込まず，学校いじめ対策組織において確実に共有し，速やかに対応を！

日常の児童生徒とのふれあいを大切に！

気づいたことを，5W1H（いつ，どこで，誰が，誰と，何を，どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど，学校全体で早期発見を！

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。

兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。

保護者への反発が強くなる。

食欲がない。

寝言などでうなされることがある。

勉強が身に入っていないように見える。

帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。

最近、よく物をなくす。

学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。

メールやブログ等を今まで以上に気にする。

友達から呼び出される。

頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。

学校のノートや教科書を見せたがらない。（*教科書への落書き，破れ）

保護者の前で宿題をやらうとしない。（*プリントへの落書き，破れ）

学校行事に来ないでほしいと言う。

学校からのプリントを見せない。

放心状態でいることがよくある。

何もしていない時間が多い。

倦怠感，疲労，意欲の低下が見られる。

無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

「行ってきます」「ただいま」を言わない。
気分の浮き沈みが激しい。
兄弟姉妹にあたるが増える。
理由もなくイライラする。
食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
成績やテスト結果が急に下がる。
制服や衣服の汚れが顕著になる。
物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
メールやブログ等を見ようとしめない。
いたずら電話がよくかかってくる。
ちょっとした音に敏感になる。
友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
学校や友達的话题を避けるようになる。
持ち物への落書きがある。
衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
登校を渋る。
身体を見せたがらない。
外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

急に誰かを罵ったりする。
かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
身体にマジックによるいたずらがある。
急に友達関係が変わる。
友達から頻繁に呼び出される。
学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
学校を転校したいと言い出す。
金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
以前では考えられないような非行行動が見られる。
自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

主な相談窓口

旭川市子ども総合相談センター

<住所>

〒070-0040 旭川市10条通11丁目

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00

火・水・金 8:45~17:15

子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<住所>

〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号(旭川合同庁舎)

<電話番号>

0120-007-110(ゼロゼロなのひゃくとおばん)

<受付時間>

月~金 8:30~17:15

子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<住所>

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

少年相談110番(北海道警察本部)

<住所>

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立江丹別小中学校

TEL 73-2003

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

いじめを受けた児童・生徒や保護者
学級担任
児童生徒アンケート調査や教育相談
学校以外の関係機関や地域住民

周囲の児童・生徒や保護者
養護教諭等学級担任以外の教職員
スクールカウンセラー（SC）
その他

<いじめの報告>

把握者（学級担任等） 生徒指導担当者 教頭 校長

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

事実関係の把握

いじめ認知の判断

指導方針や指導方法の決定

対応チームの編成及び役割分担

全教職員による共通理解

SCや関係機関との連携の検討



【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

いじめを受けた児童・生徒及び保護者への支援

いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言

周囲の児童・生徒への指導

スクールカウンセラーの派遣要請

関係機関への相談（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）

	いじめを受けた児童・生徒	いじめを行った児童・生徒	周囲の児童・生徒
学 校	組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	当該児童生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意し、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（ 解消の要件についてはP.2 参照）



【再発防止に向けた取組】

原因の詳細な分析

事実の整理、指導方針の再確認
スクールカウンセラーなど外部の専門家等による助言

学校体制の改善・充実

生徒指導体制の点検・改善
教育相談体制の強化
児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

教育内容及び指導方法の改善・充実

児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実
豊かな心を育てる指導の工夫
分かる授業の展開や認め励まし
伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

家庭、地域との連携強化

教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開
保護者アンケート、学校関係者評価等に基づく学校評価の実施
PTA活動や地域行事への積極的な参加による児童生徒の豊かな心の醸成